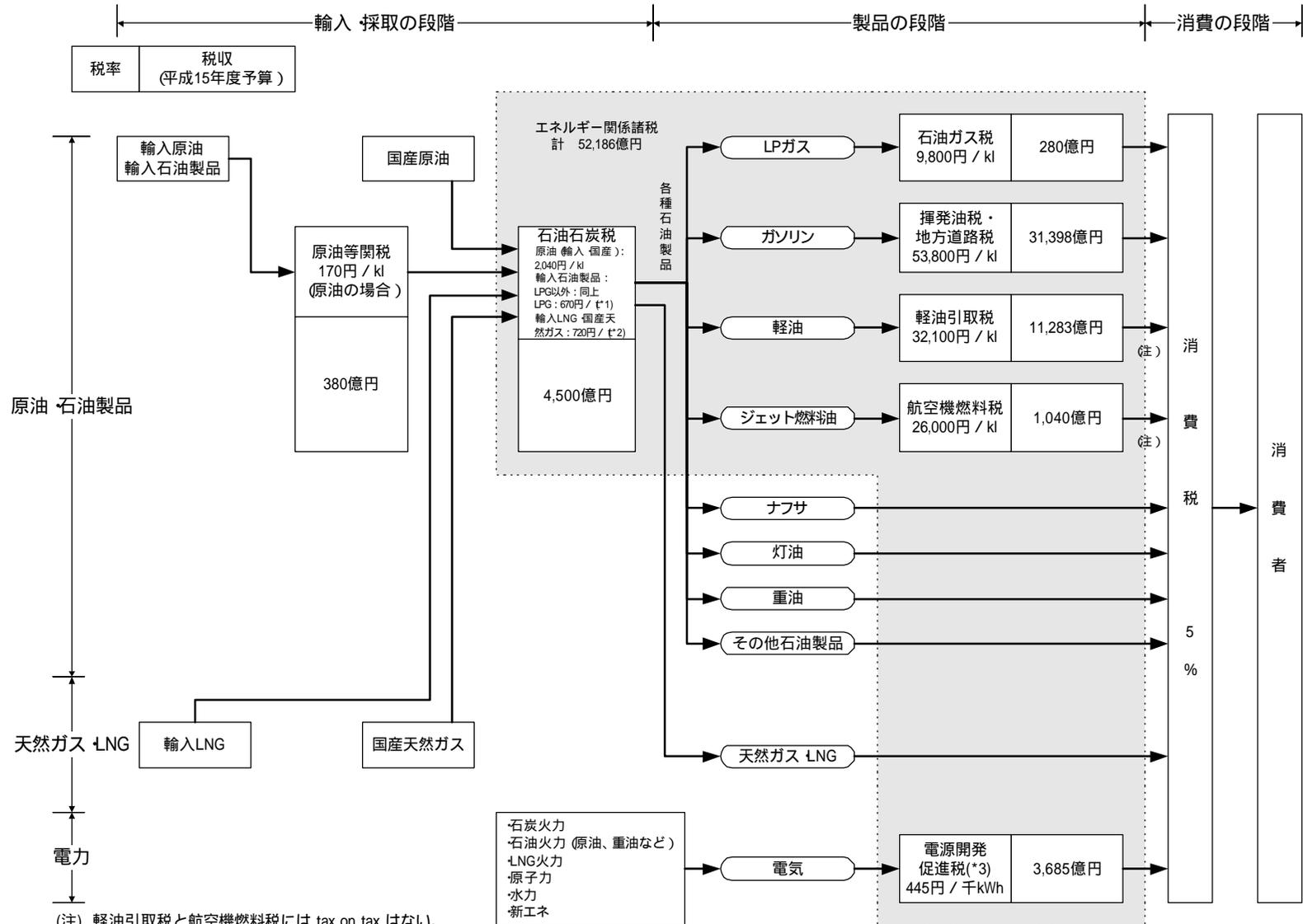


# 我が国の既存エネルギー関連税制について

## 1 我が国の既存エネルギー関係税制



(注) 軽油引取税と航空機燃料税には tax on tax はない。

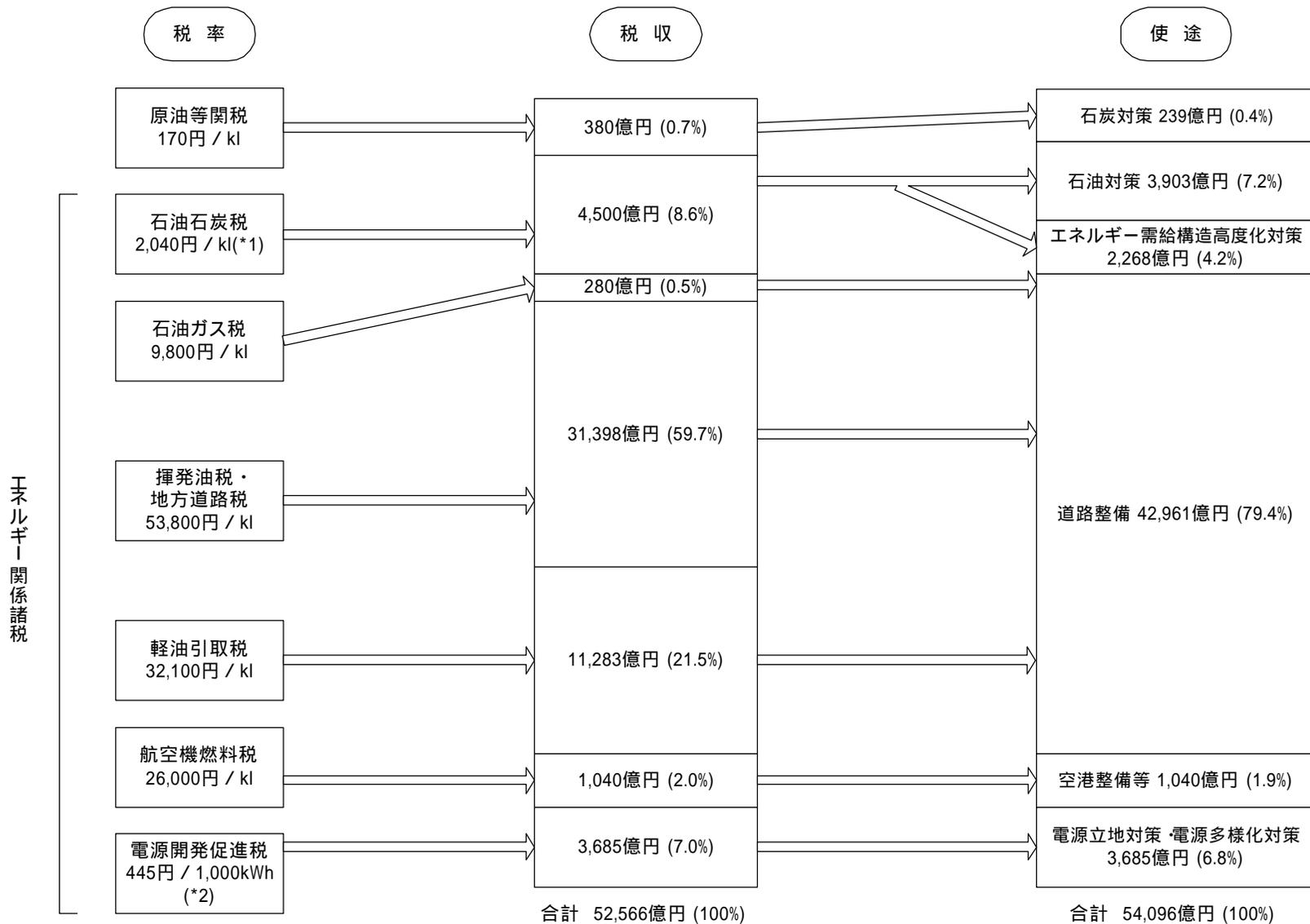
(\*1) 輸入LPGに課される石油石炭税の税率は、平成15年9月30日までは670円/t、10月1日からは800円/t。

(\*2) 輸入LNG・国産天然ガスに課される石油石炭税の税率は、平成15年9月30日までは720円/t、10月1日からは840円/t。また10月1日からは、石炭に230円/tの石油石炭税が課される。

(\*3) 電源開発促進税の税率は、平成15年9月30日までは445円/千kWh、10月1日からは425円/千kWh。

出典：石油連盟「石油税制便覧 平成15年度版」及び平成15年度予算書等、各種資料より作成。

## 2 我が国の既存エネルギー関係税の収入と使途（平成15年度予算）



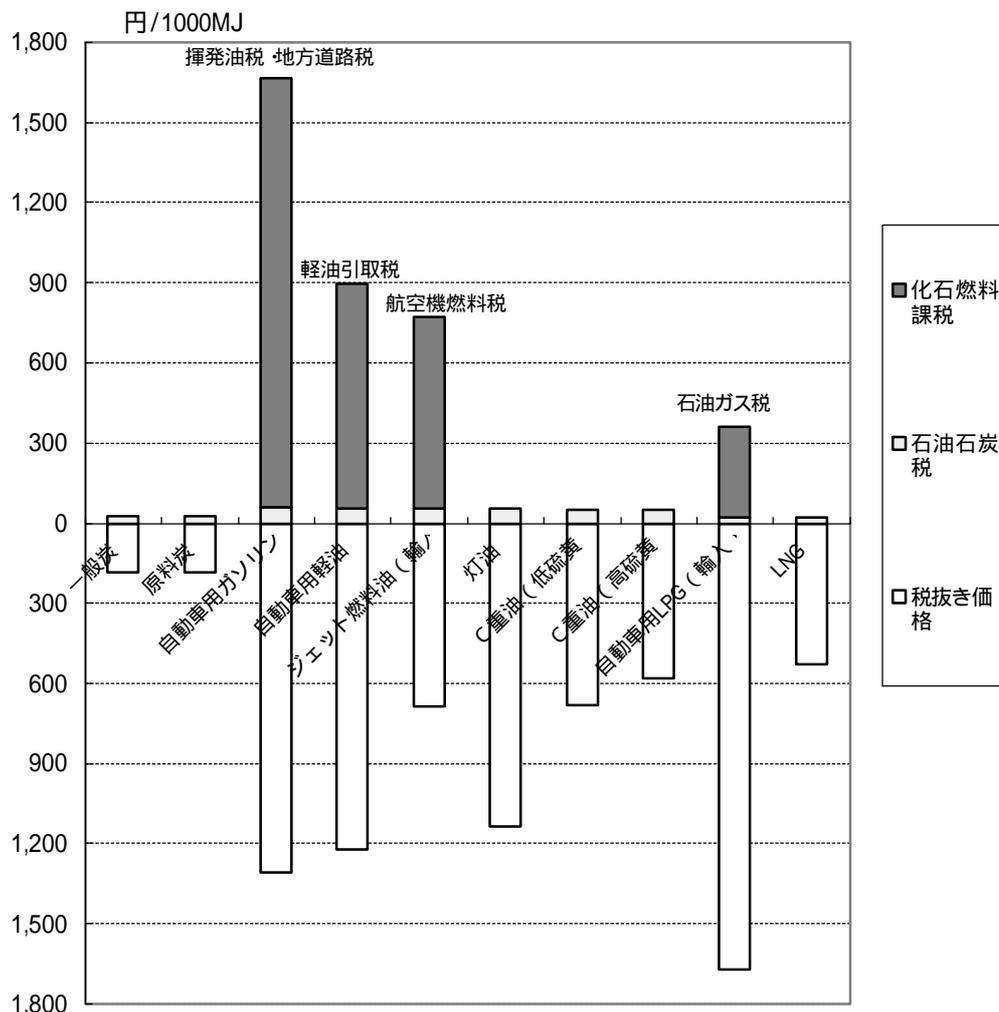
(注) 1. 四捨五入の関係により、計が合わない場合がある。  
 2. 税収と使途の合計が合致しないのは、石油税収の一部が一般会計に留保される一方、石特会計が上記税収以外に剰余金等を財源としているためである。  
 また石炭対策については、上記支出の外数として今後の元本及び利子の償還に加えて185億円を剰余金として積立てている。

(\*1) 原油及び輸入石油製品に課される税率。ただし、輸入LPGに課される石油石炭税の税率は、平成15年9月30日までは670円/t、10月1日からは800円/t。輸入LNG及び国産天然ガスに課される石油石炭税の税率は、平成15年9月30日までは720円/t、10月1日からは840円/t。また10月1日からは、石炭に230円/tの石油石炭税が課される。

(\*2) 電源開発促進税の税率は、平成15年9月30日までは445円/千kWh、10月1日からは425円/千kWh。

### 3 化石燃料の種別ごとの既存税の税額と税抜価格

図 化石燃料の燃料種別税負担(熱量当たり)

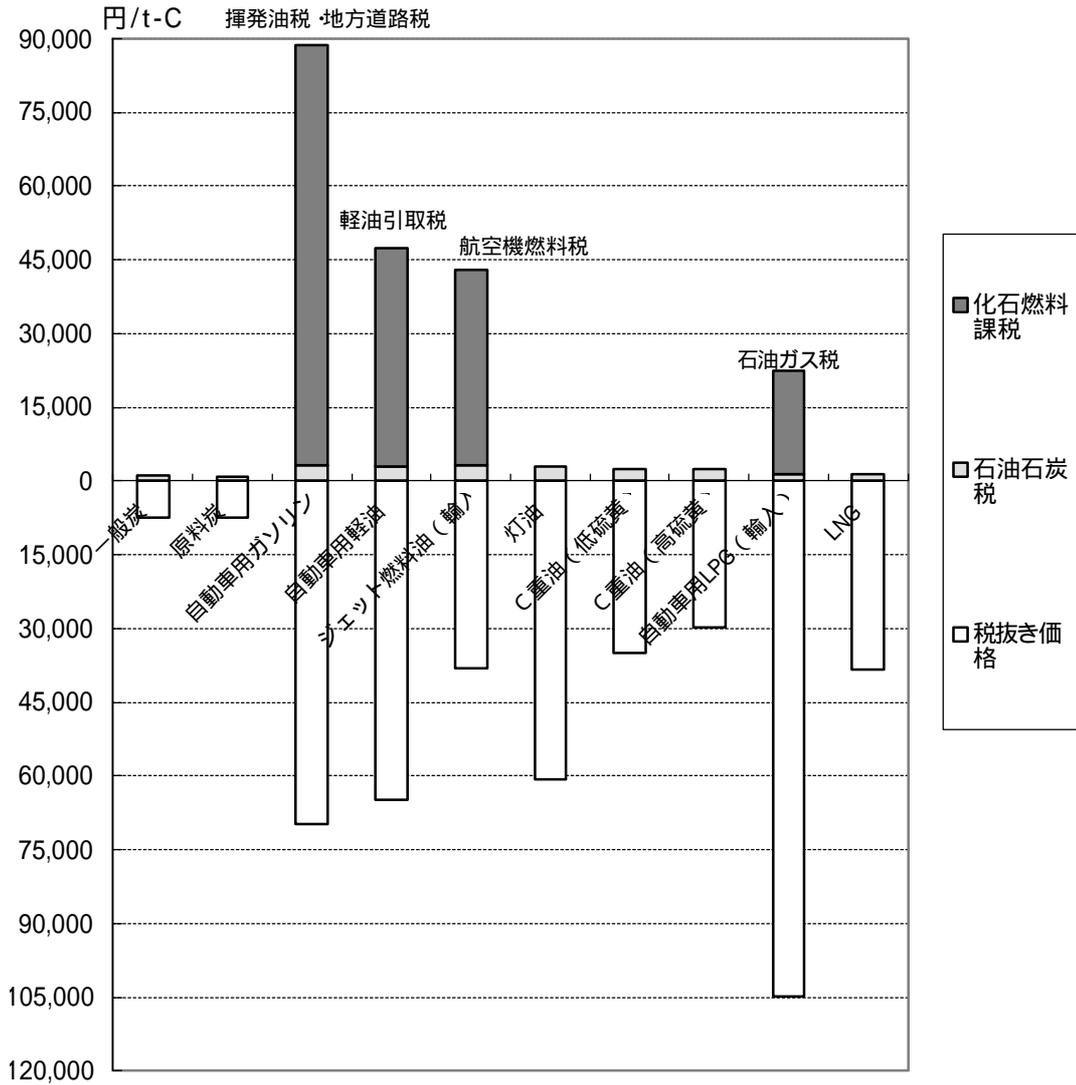


円/1000MJ	税抜き価格	関税	石油石炭税	化石燃料課税	税込合計価格
一般炭	184	0.00	26.57	0	210.57
原料炭	184	0.00	23.96	0	207.96
自動車用ガソリン	1,310	5.06	60.75	1,602	2,977.81
自動車用軽油	1,222	4.45	53.40	840	2,119.85
ジェット燃料油(輸入)	686	56.84	56.04	714	1,512.88
灯油	1,136	4.64	55.74	0	1,196.38
C重油(低硫黄)	683	4.11	49.28	0	736.39
C重油(高硫黄)	582	4.11	49.28	0	635.39
自動車用LPG(輸入)	1,672	0.00	20.93	339	2,031.93
LNG	530	0.00	19.64	0	549.64

注) 一般炭、原料炭の税抜き価格は、平成13年度の通関統計平均価格(出所: 資源エネルギー庁「コール・ノート」)  
 自動車用ガソリン、自動車用軽油、灯油の価格は、2002年12月の給油所店頭価格(出所: 石油情報センター)  
 自動車用ガソリン、自動車用軽油、灯油は、原油で輸入されて国内精製したものを想定  
 ジェット燃料油、自動車用LPGは、製品としての輸入を想定(ジェット燃料油の関税率は比重0.8017以下の税率とした)  
 ジェット燃料油の税抜き価格、LNGの価格は、2002年12月の平均CIF価格(出所: 財務省「通関統計」)  
 自動車用LPGの価格は、2003年1月の一般掛け売り価格(出所: 石油情報センター)  
 石油石炭税の税率は、平成19年4月1日からの税率で計算。それまでの税率は以下の通り。

石炭(一般炭)	0(現行)	8.73(H15年10月)	17.46(H17年4月)
LPG	12.98(同上)	15.50(同上)	18.22(同上)
LNG	13.09(同上)	15.27(同上)	17.45(同上)

図 化石燃料の燃料種別税負担(炭素当たり)



円/t-C	税抜き価格	関税	石油石炭税	化石燃料課税	税込合計価格
一般炭	7,504	0	1,083	0	8,587
原料炭	7,458	0	972	0	8,430
自動車用ガソリン	69,825	270	3,238	85,397	158,730
自動車用軽油	64,847	236	2,833	44,583	112,499
ジェット燃料油(輸入)	38,159	3,161	3,117	39,722	84,159
灯油	60,723	248	2,980	0	63,951
C重油(低硫黄)	35,032	211	2,527	0	37,770
C重油(高硫黄)	29,841	211	2,527	0	32,579
自動車用LPG(輸入)	104,772	0	1,311	21,247	127,330
LNG	38,288	0	1,419	0	39,707

注) 前図と同じ

石油石炭税の税率は、平成 19 年 4 月 1 日からの税率で計算。それまでの税率は以下の通り。

石炭(一般炭)	0(現行)	356(H15年10月)	712(H17年4月)
LPG	813(同上)	971(同上)	1141(同上)
LNG	946(同上)	1104(同上)	1262(同上)

## 電気税・ガス税（市町村税）

参 考

	電気税・ガス税	備考
納税義務者	電気またはガスに対し、料金を課税標準として、その使用者に課す。 料金は、基本料その他の名義の如何を問わず電気またはガスの使用者がその使用について電気またはガス事業者に支払うべき金額をいう。 各種の重要物産の製造に用いる電気については非課税制度がとられている。	
税収使途	普通税であり、一般財源とされた。	
税率	電気税：電気料金の 5% ガス税：ガス料金の 2%	
税率の特例	次の製造用の電気に対する税率は 2%である。 生糸および玉糸 絹紡績糸、綿紡績糸、毛紡績糸、麻紡績糸および合成繊維等の紡績糸ならびにこれらの半製品 ねん糸 絹織物、綿織物、毛織物、麻織物および合成繊維等の織物 メリヤス生地 紙の製造用の電気に対する税率は 4%である。	税率の特例は、昭和 50 年 6 月 1 日から昭和 65 年 5 月 31 日までの間。ただし、紙については、昭和 44 年 6 月 1 日から昭和 65 年 5 月 31 日まで。
免税点	同一の需要場所において使用する電気またはガスの 1 月の料金が、電気で 3,600 円以下、ガスで 12,000 円以下である場合は税を課することができない。	
徴収方法	原則として特別徴収の方法による（電気またはガスの料金徴収の際に徴収）。	

注）平成元年 3 月 31 日をもって廃止された。